

■ 4条1項11号

不服 2020-012435

＜本願商標＞



第24類「布製身の回り品、かや、敷布、布団、布団カバー、布団側、まくらカバー、毛布、織物製椅子カバー、織物製壁掛け、カーテン、テーブル掛け、どん帳、スリーピングバッグ」

＜結論＞

原査定を取り消す。本願商標は、登録すべきものとする。

＜原査定理由＞

引用商標：「キャラウェイ」（標準文字）

第24類「織物、メリヤス生地、フェルト及び不織布、布製身の回り品、ふきん、かや、敷布、布団、布団カバー、布団側、まくらカバー、毛布、織物製いすカバー、織物製壁掛け、カーテン、テーブル掛け、どん帳」

＜理由＞

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

（1）本願商標

本願商標は、・・・、「V」字型図形と、その上部にデザイン化された「Callaway」の欧文文字を扇形に配置した構成よりなるところ、各構成部分は、外観上分離して構成されており、互いに観念上のつながりがあるとの事情も認められないから、「Callaway」の文字部分が独立して自他商品の識別標識としての機能を果たし得るものといえる。

そして、「Callaway」の欧文文字は、辞書等に掲載がない語であって、一種の造語といえるから、本願商標からは特定の観念を生じないものである。

また、本願商標のように特定の語義を有しない欧文字からなる商標を称呼するときは、我が国で広く親しまれているローマ字風又は英語風の発音をもって称呼されるのが一般的といえるから、本願商標からは、「カラウェイ」、「キャロウェイ」及び「キャラウェイ」の称呼が生じるとみるのが相当である。

(2) 引用商標

引用商標は、・・・、「キャラウェイ」の片仮名を標準文字で表してなるところ、当該文字は、辞書等に掲載がない語であって、一種の造語といえるから、「キャラウェイ」の称呼を生じ、特定の観念を生じないものである。

(3) 本願商標と引用商標との比較

本願商標と引用商標の外観を比較すると、図形の有無において明らかに区別できるものであり、また、本願商標の文字部分と引用商標を比較してみても、両者は、書体及び構成の相違から、明らかに区別できるものである。

次に、両商標の称呼を比較すると、本願商標から生じる「カラウェイ」及び「キャロウェイ」の称呼と、引用商標から生じる「キャラウェイ」の称呼とは、これらはいずれも4音という短い構成であり、称呼の識別における重要な語頭における「カラ」及び「キャロ」の音と、「キャラ」の音の差異を有するものであるから、それぞれを一連に称呼するときは、語調、語感が相違し、十分に聴別し得るものである。

そして、本願商標からは「キャラウェイ」の称呼をも生じ、その称呼は、引用商標の称呼と共通するものである。

また、観念においては、両商標は、いずれも特定の観念を生じないものであるから、比較できないものである。

そうすると、本願商標と引用商標とは、観念において比較できないとしても、外観において明らかに区別することができ、称呼において「キャラウェイ」の称呼を共通にする場合があるとしても、本願商標から生じ得る他の複数の称呼は、引用商標の称呼と明らかに聴別されるものであり、その外観、称呼及び観念によって取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すれば、両商標は、相紛れるおそれのない非類似の商標と判断するのが相当である。

(4) まとめ

以上のとおり、本願商標は、引用商標とは非類似の商標であるから、その指定商品と引用商標の指定商品とを比較するまでもなく、商標法第4条第1項第11号に該当しない。

したがって、本願商標が商標法第4条第1項第11号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

弁理士コメント

本願商標「Callaway (図形付き)」と引用商標「キャラウェイ」は、観念において比較できないとしても、外観において明らかに区別することができ、称呼において「キャラウェイ」の称呼を共通にする場合があるとしても、本願商標から生じ得る他の複数の称呼は、引用商標の称呼と明らかに聴別されるものであり、その外観、称呼及び観念によって取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すれば、両商標は、相紛れるおそれのない非類似の商標と判断するのが相当である、と判断されました。

最近の審決では、本事件のように両商標の称呼が共通する場合、外観及び観念の明らかな違いに加えて、一方から複数の称呼が生じる点を、両商標を非類似とする根拠にするケースが増えている気がします。

ただ、本事件の場合、本願商標の「Callaway」が、「キャロウェイ」と読まれるゴルフ用品メーカーの名称として比較的良好に知られているとはいえ、これが「我が国で広く親しまれているローマ字風又は英語風の発音をもって」称呼されるものとまで言えるかは、個人的には疑問です。そもそも、本願商標の指定商品の分野における一般的な需要者にまで、「Callaway」の読み方が広く知られていると言えるのでしょうか。素直に読めば、「Callaway」は、「キャラウェイ」か「カラウェイ」ではないでしょうか。

そして、商標を使用する場面においては、欧文文字とカタカナの文字種を変換することも少なくないことも踏まえれば、本願商標と引用商標の外観及び観念の差異が、はたして称呼の共通性を凌駕するとまで言えるのかも、疑問です。

本審決では、やはりキャロウェイゴルフ (Callaway Golf) が比較的良好に知られている点が、結論に与えている影響は少なくないように思われますので、やや特殊なケースと言えるのかもしれません。インターネット検索では、引用商標「キャラウェイ」がどのような欧文文字を意図しているかはわかりませんが、気になるところであります。

(弁理士 永露 祥生)

<2021年8月10日>